

総務文教常任委員会 資料

令和4年7月21日(木)

教 育 部

育親中学校ブロック義務教育学校の設置までの流れ

6月までの経過

3月	<p>18日 ブロック協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆協議会としての方向性を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・義務教育学校とすること。 ・場所は現在の育親中学校とすること。 ・令和6年4月の開設を目標に取り組むこと。 	<p>8日 総務文教常任委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆2月開催の保護者・住民説明会での意見を報告。 ◆18日のブロック協議会協議事項の事前説明。
4月	<p>20日 ブロック協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆スケジュール案に対し概ね了解を得る。 <ul style="list-style-type: none"> ・本梅小学校に仮校舎を設置し令和6年4月に義務教育学校を開校する。 ・令和8年4月から育親中学校の場所に設置する新校舎へ通学する。 ・令和4年9月議会における義務教育学校設置決定を目指す。 ・条例改正にあたり早急に校名を決める必要がある。 	<p>27日 総務文教常任委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆3月ブロック協議会で確認された方向性を報告。 ◆4月ブロック協議会で示した具体的スケジュール案を報告。 ◆5月に保護者・住民説明会を開催することを事前説明。
5月	<p>17日～31日 保護者・住民説明会</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆計7回開催し参加者の意見を伺う。 	<p>26日 総務文教常任委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆5月開催の保護者・住民説明会の途中経過を報告。 ◆前月月例以降の取組みの報告と今後のスケジュールについて説明。 ◆調整会議（3グループ）を6月早々に立ち上げることを事前説明。
6月	<p>20日 ブロック協議会 ◆説明会での意見を報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月20日提案のスケジュール案のとおり進めていくという方向性を再確認する。 <p>20日 調整会議 ◆校名選定に向け意見交換をする（新学校コンセプト検討グループ）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集期間は6/25から7/20までとする。 ・7/24に調整会議を開き校名候補を数点選定する。 ・議会の議決により新たな学校の設置及び校名が決まる旨を説明する。 <p>25日～ 校名募集（7月20日まで）</p>	<p>20日 総務文教常任委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆これまでの取組経過を改めて説明。 ◆5月開催の保護者・住民説明会での意見を報告。 ◆20日開催のブロック協議会協議事項を事前説明。 ◆6月15日付け発行の4町への住民向け広報（全戸配布）について報告。

育親中学校ブロック義務教育学校の設置までの流れ

7月

下旬

- 21日 総務文教常任委員会 ◆条例改正案及び校名募集経過を報告。
◆前月の月例以降の取り組みについて報告。
- 24日 調整会議 ◆校名候補について協議（新学校コンセプト検討グループ）。
 - ・調整会議出席メンバー全員による話し合いで意見を集約。
 - ・集約された意見は教育委員会が校名候補案を作成するための参考とする。
- 29日 地域別推進協議会（市全体規模適正化協議） ◆経過及び今後の取組について報告。

8月

上旬

上旬 臨時教育委員会 ◆校名候補案を作成し、条例改正議案原案を策定。

中旬

16日 定例教育委員会 ◆議案の提出について報告。
中旬 総務文教常任委員会 ◆条例改正案策定までの経過について説明。
◆前月の月例以降の取り組みについて報告。

下旬

29日 9月議会再開 ◆改正議案上程

9月

中旬

中旬 総務文教常任委員会 ◆9月議会での条例改正案及び補正予算案について説明。
中旬 総務文教常任委員会（行政報告） ◆前月の月例以降の取り組みについて報告。

下旬

中旬 総務文教常任委員会 ◆9月議会での条例改正案及び補正予算案について説明。
中旬 総務文教常任委員会（行政報告） ◆前月の月例以降の取り組みについて報告。

1 亀岡市立小学校設置条例の変更箇所について

現 行		改 正 後 (案)	
<p>(設置)</p> <p>第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第38条の規定に基づき、次のとおり小学校を設置する。</p>		<p>(設置)</p> <p>第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第38条の規定に基づき、次のとおり小学校を設置する。</p>	
名称	位置	名称	位置
1 亀岡市立亀岡小学校	亀岡市内丸町15番地	1 亀岡市立亀岡小学校	亀岡市内丸町15番地
2 // 安詳小学校	// 篠町篠中北裏68番地	2 // 安詳小学校	// 篠町篠中北裏68番地
3 // 東別院小学校	// 東別院町東掛岩脇9番地	3 // 東別院小学校	// 東別院町東掛岩脇9番地
4 // 西別院小学校	// 西別院町柚原佃24番地	4 // 西別院小学校	// 西別院町柚原佃24番地
5 // 曾我部小学校	// 曾我部町南条中荒水代1番地	5 // 曾我部小学校	// 曾我部町南条中荒水代1番地
6 // 吉川小学校	// 吉川町穴川平田17番地	6 // 吉川小学校	// 吉川町穴川平田17番地
7 // 蕺田野小学校	// 蕺田野町佐伯源の坊18番地	7 // 蕺田野小学校	// 蕺田野町佐伯源の坊18番地
8 // 本梅小学校	// 本梅町井手早田垣内23番地		
9 // 畑野小学校	// 畑野町千ヶ畑西山5番地の1		
10 // 青野小学校	// 宮前町宮川青野29番地		
11 // 大井小学校	// 大井町並河1丁目3番1号	8 // 大井小学校	// 大井町並河1丁目3番1号
12 // 千代川小学校	// 千代川町北ノ庄国主ケ森21番地	9 // 千代川小学校	// 千代川町北ノ庄国主ケ森21番地
13 // 保津小学校	// 保津町構之内20番地	10 // 保津小学校	// 保津町構之内20番地
14 // つつじヶ丘小学校	// 西つつじヶ丘霧島台1丁目1番地	11 // つつじヶ丘小学校	// 西つつじヶ丘霧島台1丁目1番地
15 // 城西小学校	// 余部町前川原46番地	12 // 城西小学校	// 余部町前川原46番地
16 // 詳徳小学校	// 篠町柏原田中3番地の1	13 // 詳徳小学校	// 篠町柏原田中3番地の1
17 // 南つつじヶ丘小学校	// 南つつじヶ丘大葉台2丁目28番1号	14 // 南つつじヶ丘小学校	// 南つつじヶ丘大葉台2丁目28番1号

2 亀岡市立中学校設置条例の変更箇所について

現 行		改 正 後 (案)																																																	
(設置) 第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第49条の規定に基づき、 次のとおり中学校を設置する。		(設置) 第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第49条の規定に基づき、 次のとおり中学校を設置する。																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>亀岡市立亀岡中学校</td> <td>亀岡市内丸町13番地</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>// 別院中学校</td> <td>// 東別院町南掛一の坪1番地</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>// 南桑中学校</td> <td>// 菫田野町太田丸橋1番地</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>// 育親中学校</td> <td>// 本梅町中野和田山1番地の2</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>// 東輝中学校</td> <td>// 篠町広田3丁目28番1号</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>// 大成中学校</td> <td>// 大井町土田1丁目5番7号</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>// 詳徳中学校</td> <td>// 篠町柏原中又7番地</td> </tr> </tbody> </table>			名称	位置	1	亀岡市立亀岡中学校	亀岡市内丸町13番地	2	// 別院中学校	// 東別院町南掛一の坪1番地	3	// 南桑中学校	// 菫田野町太田丸橋1番地	4	// 育親中学校	// 本梅町中野和田山1番地の2	5	// 東輝中学校	// 篠町広田3丁目28番1号	6	// 大成中学校	// 大井町土田1丁目5番7号	7	// 詳徳中学校	// 篠町柏原中又7番地	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>亀岡市立亀岡中学校</td> <td>亀岡市内丸町13番地</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>// 別院中学校</td> <td>// 東別院町南掛一の坪1番地</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>// 南桑中学校</td> <td>// 菫田野町太田丸橋1番地</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>// 東輝中学校</td> <td>// 篠町広田3丁目28番1号</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>// 大成中学校</td> <td>// 大井町土田1丁目5番7号</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>// 詳徳中学校</td> <td>// 篠町柏原中又7番地</td> </tr> </tbody> </table>			名称	位置	1	亀岡市立亀岡中学校	亀岡市内丸町13番地	2	// 別院中学校	// 東別院町南掛一の坪1番地	3	// 南桑中学校	// 菫田野町太田丸橋1番地				4	// 東輝中学校	// 篠町広田3丁目28番1号	5	// 大成中学校	// 大井町土田1丁目5番7号	6	// 詳徳中学校	// 篠町柏原中又7番地
	名称	位置																																																	
1	亀岡市立亀岡中学校	亀岡市内丸町13番地																																																	
2	// 別院中学校	// 東別院町南掛一の坪1番地																																																	
3	// 南桑中学校	// 菫田野町太田丸橋1番地																																																	
4	// 育親中学校	// 本梅町中野和田山1番地の2																																																	
5	// 東輝中学校	// 篠町広田3丁目28番1号																																																	
6	// 大成中学校	// 大井町土田1丁目5番7号																																																	
7	// 詳徳中学校	// 篠町柏原中又7番地																																																	
	名称	位置																																																	
1	亀岡市立亀岡中学校	亀岡市内丸町13番地																																																	
2	// 別院中学校	// 東別院町南掛一の坪1番地																																																	
3	// 南桑中学校	// 菫田野町太田丸橋1番地																																																	
4	// 東輝中学校	// 篠町広田3丁目28番1号																																																	
5	// 大成中学校	// 大井町土田1丁目5番7号																																																	
6	// 詳徳中学校	// 篠町柏原中又7番地																																																	

3 亀岡市立義務教育学校設置条例の変更箇所について

現 行	改 正 後 (案)										
<p>(設置) 第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第38条及び第49条の規定に基づき、次のとおり義務教育学校を設置する。</p>	<p>(設置) 第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第38条及び第49条の規定に基づき、次のとおり義務教育学校を設置する。</p>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="273 450 651 488">名称</th> <th data-bbox="651 450 1106 488">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="273 488 651 526">亀岡市立亀岡川東学園</td> <td data-bbox="651 488 1106 526">亀岡市馬路町溝ノ上14番地の4</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	亀岡市立亀岡川東学園	亀岡市馬路町溝ノ上14番地の4	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1137 450 1516 488">名称</th> <th data-bbox="1516 450 1955 488">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1137 488 1516 526">1 亀岡市立亀岡川東学園</td> <td data-bbox="1516 488 1955 526">亀岡市馬路町溝ノ上14番地の4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 526 1516 564">2 // ○○○○</td> <td data-bbox="1516 526 1955 564">// 本梅町中野和田山1番地の2</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	1 亀岡市立亀岡川東学園	亀岡市馬路町溝ノ上14番地の4	2 // ○○○○	// 本梅町中野和田山1番地の2
名称	位置										
亀岡市立亀岡川東学園	亀岡市馬路町溝ノ上14番地の4										
名称	位置										
1 亀岡市立亀岡川東学園	亀岡市馬路町溝ノ上14番地の4										
2 // ○○○○	// 本梅町中野和田山1番地の2										

○亀岡市立小学校設置条例

(設置)

第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第38条の規定に基づき、次のとおり小学校を設置する。

名称	位置
1 亀岡市立亀岡小学校	亀岡市内丸町15番地
2 " 安詳小学校	" 篠町篠中北裏68番地
3 " 東別院小学校	" 東別院町東掛岩脇9番地
4 " 西別院小学校	" 西別院町柚原佃24番地
5 " 曾我部小学校	" 曾我部町南条中荒水代1番地
6 " 吉川小学校	" 吉川町穴川平田17番地
7 " 穂田野小学校	" 穂田野町佐伯源の坊18番地
8 " 本梅小学校	" 本梅町井手早田垣内23番地
9 " 畑野小学校	" 畑野町千ヶ畑西山5番地の1
10 " 青野小学校	" 宮前町宮川青野29番地
11 " 大井小学校	" 大井町並河1丁目3番1号
12 " 千代川小学校	" 千代川町北ノ庄国主森21番地
13 " 保津小学校	" 保津町構之内20番地
14 " つつじヶ丘小学校	" 西つつじヶ丘霧島台1丁目1番地
15 " 城西小学校	" 余部町前川原46番地
16 " 詳徳小学校	" 篠町柏原田中3番地の1
17 " 南つつじヶ丘小学校	" 南つつじヶ丘大葉台2丁目28番1号

(昭49条例39・昭50条例13・昭54条例3・昭56条例16・昭60条例27・昭62条例4・平27条例8・平28条例39・一部改正)

(委任)

第2条 この条例に定めるもののほか、小学校の管理運営に関し必要な事項は、亀岡市教育委員会が別に定める。

○亀岡市立中学校設置条例

(設置)

第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第49条の規定に基づき、次のとおり中学校を設置する。

	名称	位置
1	亀岡市立亀岡中学校	亀岡市内丸町13番地
2	〃 別院中学校	〃 東別院町南掛一の坪1番地
3	〃 南桑中学校	〃 補 田野町太田丸橋1番地
4	〃 育親中学校	〃 本梅町中野和田山1番地の2
5	〃 東輝中学校	〃 篠町広田3丁目28番1号
6	〃 大成中学校	〃 大井町土田1丁目5番7号
7	〃 詳徳中学校	〃 篠町柏原中又7番地

(昭45条例5・昭48条例4・昭54条例3・昭56条例16・昭57条例41・昭60条例10・

昭60条例27・平元条例23・平27条例8・平28条例39・一部改正)

(委任)

第2条 この条例に定めるもののほか、中学校の管理運営に関し必要な事項は、亀岡市教育委員会が別に定める。

○亀岡市立義務教育学校設置条例

(設置)

第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第38条及び第49条の規定に基づき、次のとおり義務教育学校を設置する。

名称	位置
亀岡市立亀岡川東学園	亀岡市馬路町溝ノ上14番地の4

(委任)

第2条 この条例に定めるもののほか、義務教育学校の管理運営に関し必要な事項は、亀岡市教育委員会が別に定める。

亀岡市デジタル文化資料館(仮称)構築業務について

1 事業名及びスケジュール

- ① 亀岡市デジタル文化資料館(仮称)構築業務(ソフト事業)
 - 7月15日(金) プロポーザル実施の公表(公告)
 - 7月22日(金) 業者説明会(午前9時から、亀岡市文化資料館3階研修室で実施)
 - 8月 1日(月) 参加申込書の提出期限
 - 8月23日(火) 企画提案書の提出期限
 - 8月下旬 プレゼンテーション(選定委員会)
 - 8月下旬 選定結果の通知・公表
 - 9月下旬 契約締結および業務委託開始

- ② 亀岡市文化財収蔵庫整備業務(ハード事業)
 - 7月11日(月) プロポーザル実施の公表(公告)
 - 7月14日(水) 業者説明会(午前9時から、亀岡市文化資料館3階研修室で実施)
 - 7月27日(水) 参加申込書の提出期限
 - 8月26日(木) 企画提案書の提出期限
 - 8月下旬 プレゼンテーション(選定委員会)
 - 8月下旬 選定結果の通知・公表
 - 9月下旬 契約締結および業務委託開始

2 業務期間

契約締結日～令和5年3月31日

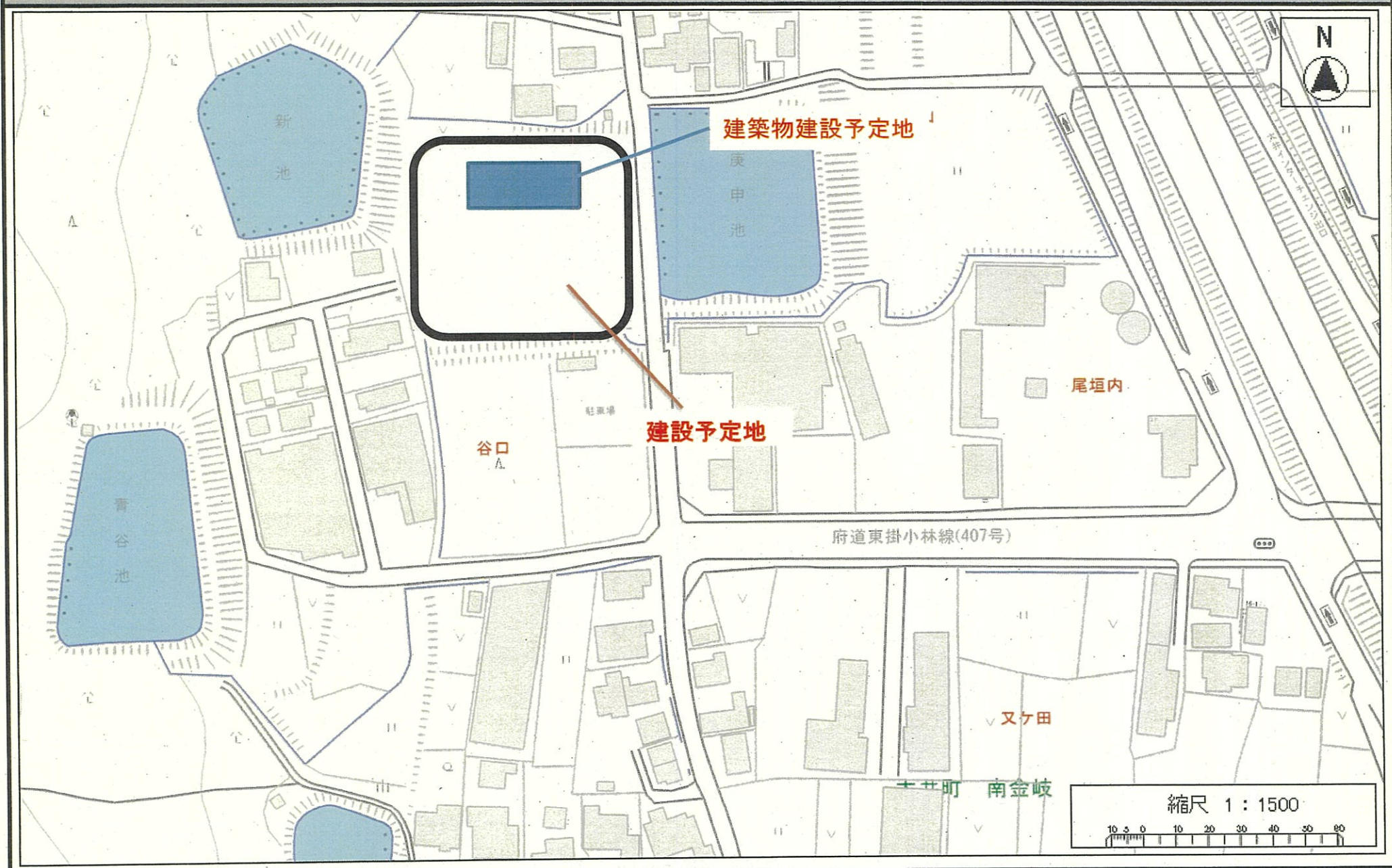
3 見積限度額

- ① ソフト事業 124,600,000円(消費税及び地方消費税を含む)
- ② ハード事業 71,071,000円(消費税及び地方消費税を含む)

4 実施方式 ①②とも公募型プロポーザル形式

5 業務内容については、

- ① ソフト事業
 - ・ホームページの構築
 - ・メタバースの構築
 - ・データベースの構築
 - ・ラボの設置
 - ・プラットフォームの運営
- ② ハード事業
 - ・文化財収蔵庫建設
 - 建築場所:大井町南金岐谷口(図面のとおり)
 - 建築面積:約500㎡～600㎡
 - その他:鉄骨造、平屋建



建築物建設予定地

建設予定地

府道東掛小林線(407号)

縮尺 1:1500

